

議案第四七号

地方自治法第七十九条第一項の規定により三朝町国民健康
保険^後条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので
同条第三項の規定によりて報告し議会の承認を求めらる。

昭和四十一年六月二十七日報告

三朝町長 坂出雅己

昭和四十一年六月二十七日承認

三朝町議会議長 矢田秀雄



昭和四十一年専決第六号

地方自治法第七十九条の規定により三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決する。

昭和四十一年四月三十日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十一年三朝町条例第二〇号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

三朝町長 坂出雅己

三朝町国民健康保険税条例（昭和三十九年三朝町条例第一六号）の一

部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「旧所得税法（昭和四十年法律第三十三号による改正前の所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）をいう。次項において同じ。）第九条第一項第五号」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項」に、「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第一項第六号」を「第二項」に改め、同条第二項中「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「旧所得税法第十一条の二第二項、第三項又は第四項」を「所得税法第五十七条第一項、第二項又は第三項」に改め、同条第三項中「退職所得の金額又は山林所得の金額」を「退職所得金額又は山林所得金額」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第五条中「百分の三・〇」を「百分の三・二」に「八〇〇円」を「九百円」に「一五〇〇円」を「千五百円」に改める。

第八條の見出し中「消滅」を「消滅等」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3. 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者へ当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となつた者がある場合において、当該被保険者となつたことが次の各号の一に掲げる者に該当しなくなつたことによるときは、当該被保険者となつた日の属する月から、当該被保険者につき月割をもつて算定した第二条の額を当該納税義務者に課する。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく共済組合の組合員

四 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第八条の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなつたるに至るまでの間にある者

五 国民健康保険組合の被保険者（組合員である被保険者に限る。）

4 第一項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなつた者がある場合において、当該被保険者でなくなつたことが前項各号の一に掲げる者に該当したことによるときは、当該被保険者でなくなつた日の属する月から、当該被保険者でなくなつた者につき月割をもつて算定した第二条の額を当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第九条第一項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「同項第六号」を「第二項」に改める。

第十一条の二項中「退職所得の金額及び山林所得の金額」を「退職所得金額及び山林所得金額」に、「第一項第六号に掲げる」を「第二項に規定する」に、「三百六十円」を「四百八十円」に「六百円」を「九百円」に「二百四十円」を「

三百二十円」に「四百円」を「六百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用する。